

平成18年度福岡県の一般会計の補正予算（第 3 号）は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ $15,032,535$ 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1，529，791， 900 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表歳入歳出予算補正」による。
（債務負担行為の補正）
第2条 債務負担行為の追加は，「第2表債務負担行為補正」による。
（地方債の補正）
第3条 地方債の変更は，「第3表地方債補正」による。
（繰越明許費の補正）
第4条 繰越明許費の追加及び変更は，「第4表繰越明許費補正」による。


第1表 歳入歳出予算補正
歳 入
（単位：千円）











第3表 地 方 債 補 正
（単位：千円）











```
平成18年度福岡県工業用地造成事業会計補正予算(第1号)
```

（総 則）
第1条 平成18年度福岡県工業用地造成事業会計の補正予算（第1号）は，次に定めるところによる。 （収益的収入及び支出）

第2条 平成18年度福岡県工業用地造成事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正す る。

| （科 目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 収 | 入 |  |
| 第1款 造成事業収益 | 430 千円 | 617， 625 千円 | 618，055千円 |
| 第2項 営 業 収 益 | $0 千 口$ | 600，951千円 | 600，951千円 |
| 第3項 特 別 利 益 | 0 千円 | 16，674千円 | 16，674千円 |
|  | 支 | 出 |  |
| 第1款 造 成 事 業 費 | 49，465千円 | 917，364千円 | 966，829千円 |
| 第1項 営 業 費 用 | 49，440千円 | 917，364 千円 | 966，804千円 |

平成19年2月21日 議決

平成18年度福岡県財政調整基金特別会計補正予算（第 1 号）

平成18年度福岡県財政調整基金特別会計の補正予算（第1号）は，次に定めるところによる。 （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,107 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39，642千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「別表歳入歳出予算補正」による。

平成19年2月21日 議決


平成18年度福岡県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

平成18年度福岡県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は，次に定めるところによる。 （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 492， 100 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 279，989， 622 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「別表歳入歳出予算補正」による。

平成19年2月21日 議決


平成18年度福岡県市町村振興基金特別会計補正予算（第1号）

平成18年度福岡県市町村振興基金特別会計の補正予算（第 1 号）は，次に定めるところによる。 （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 30,798 千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 167， 209 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「別表歳入歳出予算補正」による。

平成19年2月21日 議決


平成 18 年度福岡県災害救助基金特別会計補正予算（第 1 号）

平成18年度福岡県災害救助基金特別会計の補正予算（第 1 号）は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 32,878 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47，251千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「別表歳入歳出予算補正」による。

平成19年2月21日 議決


平成18年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計の補正予算（第1号）は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 42,136 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 533， 079 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第1表歳入歳出予算補正」による。
（地方債の補正）
第2条 地方債の変更は，「第2表地方債補正」による。

平成19年2月21日 議決



第2表 地 方 債 補 正
（単位：千円）


平成18年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成18年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の補正予算（第 1 号）は，次に定めるところによる。 （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 428,029 千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3，313， 077 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「別表歳入歳出予算補正」による。

平成19年2月21日 議決



平成18年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成18年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の補正予算（第1号）は，次に定めるところによる。 （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 12,726 千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37，512千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「別表歳入歳出予算補正」による。

平成19年2月21日 議決


平成18年度福岡県河川開発事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度福岡県河川開発事業特別会計の補正予算（第1号）は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 192，793千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12，945，172千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第1表歳入歳出予算補正」による。
（継続費の補正）
第2条 継続費の変更は，「第2表継続費補正」による。
（地方債の補正）
第 3 条 地方債の変更は，「第 3 表地方債補正」による。

平成19年2月21日 議決



|  | （変 <br> （単位：千円） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 款 | 項 | 事 業 名 | 補 正 前 |  |  | 補 | 正 | 後 |
|  |  |  |  | 総 額 | 年度 | 年 割 額 | 総 額 | 年度 | 年 割 額 |
| $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |  | 36，993， 272 | 51 | 100， 000 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 52 | 204， 000 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 53 | 34，000 |
| 込 |  |  |  |  |  |  |  | 54 | 8，195 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 55 | 62，639 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 56 | 50，000 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 57 | 90，000 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 58 | 90， 000 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 59 | 103， 106 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 60 | 120， 000 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 61 | 125，779 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 62 | 153， 815 |





| 앙 |  |  |  |  |  | 前 | （単位：千円） |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 款 | 項 | 事 業 名 | 補 | 正 |  | 補 | 正 | 後 |
|  |  |  |  | 総 額 | 年度 | 年 割 額 | 総 額 | 年度 | 年 割 額 |
| 㖵 |  |  |  |  | 22 | 4，300， 000 |  | 22 | 4，300， 000 |
|  |  |  |  |  | 23 | 3，600， 000 |  | 23 | 3，600，000 |
|  |  |  |  |  | 24 | 13，500，000 |  | 24 | 13，500， 000 |
|  |  |  |  |  | 25 | 11，200，000 |  | 25 | 11，200， 000 |
|  |  |  |  |  | 26 | 12，200，000 |  | 26 | 12，200， 000 |
|  |  |  |  |  | 27 | 2，500， 000 |  | 27 | 2，500，000 |
|  |  |  |  |  | 28 | 600，000 |  | 28 | 600， 000 |
|  |  |  |  |  | 29 | 738，129 |  | 29 | 441， 171 |
|  | 3 秡川開発事業費 | 1 祓川開発事業費 | 祓川開発事業費 | 70，158， 865 | 2 | 156， 221 | 70，150， 411 | 2 | 156， 221 |
|  |  |  |  |  | 3 | 206， 727 |  | 3 | 206， 727 |
|  |  |  |  |  | 4 | 211， 756 |  | 4 | 211， 756 |
|  |  |  |  |  | 5 | 320， 369 |  | 5 | 320， 369 |
|  |  |  |  |  | 6 | 269， 406 |  | 6 | 269， 406 |
|  |  |  |  |  | 7 | 275， 917 |  | 7 | 275，917 |


|  |  |  |  |  | 8 | 250， 183 |  | 8 | 250， 183 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 9 | 258， 467 |  | 9 | 258， 467 |
|  |  |  |  |  | 10 | 672， 886 |  | 10 | 672， 886 |
|  |  |  |  |  | 11 | 688， 724 |  | 11 | 688， 724 |
|  |  |  |  |  | 12 | 756，208 |  | 12 | 756， 208 |
|  |  |  |  |  | 13 | 771， 781 |  | 13 | 771， 781 |
| 呧 |  |  |  |  | 14 | 522，583 |  | 14 | 522， 583 |
| 锥 |  |  |  |  | 15 | 465， 080 |  | 15 | 465， 080 |
| $\xrightarrow{\text { 琵 }}$ |  |  |  |  | 16 | 492， 390 |  | 16 | 492， 390 |
|  |  |  |  |  | 17 | 1，488， 623 |  | 17 | 1，488， 623 |
|  |  |  |  |  | 18 | 2，067， 474 |  | 18 | 2，059， 020 |
| 品 |  |  |  |  | 19 | 4，800， 000 |  | 19 | 4，800， 000 |
| 盛 |  |  |  |  | 20 | 4，500，000 |  | 20 | 4，500， 000 |
|  |  |  |  |  | 21 | 5，600， 000 |  | 21 | 5，600， 000 |
|  |  |  |  |  | 22 | 7，200，000 |  | 22 | 7，200，000 |



第3表 地 方 債 補 正
（単位：千円）


平成18年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計補正予算（第2号）

平成18年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の補正予算（第2号）は，次に定めるところによる。 （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 13,506 千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5，241，454 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表歳入歳出予算補正」による。
（地方債の補正）
第2条 地方債の変更は，「第2表地方債補正」による。
（繰越明許費）
第 3 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費 は，「第3表繰越明許費」による。

平成19年2月21日 議決



第2表 地 方 債 補 正
（単位：千円）

|  |  | 補正前 |  |  |  | 補正 |  |  | 後 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 限 度 額 | 起 債 の方 法 | 利率 | 償 還 の方 法 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利率 | 償 還 の方 法 |
|  | 埠 頭 施 設 整 備事 業 費 | 1，885， 900 | 証書借入又は証券発行の方法により政府，銀行その他から起債する。 <br> 証券発行の場合の発行価格は，額面 100円につき90円以上とする。 <br> 発行価格が額面金額を下まわるときは， その発行差額をうめ るため必要な金額を これに加算した額と することができる。 <br> 証券発行時期が適当でないと認められ るときは，この起債 にかわる短期債を起 こすことができる。 <br> 起債時期は平成18年度とする。 <br> ただし，工事その他の都合により起僓額の全部又は一部を平成19年度以降に繰 り越すことができる。 | 年 $9.0 \%$ <br> 以内 | 起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等，元利均等又は満期一括 により償還する。 <br> ただし，融通条件又は財政の都合によ り，繰上償還をなし，償還年限を短縮し又 は借換することがで きる。 <br> この県債にかわる短期債は，適宜期限 を定めてその期限内 にこの起債の収入金 をもって償還する。 <br> 償還財源は事業収入又は一般財源をも ってこれにあてる。 | 2，077， 300 | 証書借入又は証券発行の方法により政府，銀行その他から起債する。 <br> 証券発行の場合の発行価格は，額面 100円につき90円以上とする。 <br> 発行価格が額面金額を下まわるときは， その発行差額をうめ るため必要な金額を これに加算した額と することができる。 <br> 証券発行時期が適当でないと認められ るときは，この起債 にかわる短期債を起 こすことができる。 <br> 起債時期は平成 18年度とする。 <br> ただし，工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰 り越すことができる。 | $\begin{array}{r} \text { 年 } 9.0 \% \\ \text { 以内 } \end{array}$ | 起債年度加ら据置期間を含め30年度間以内に元金均等，元利均等又は満期一括 により償還する。 <br> ただし，融通条件又は財政の都合によ り，繰上償還をなし，償還年限を短縮し又 は借換することがで きる。 <br> この県債にかわる短期債は，適宜期限 を定めてその期限内 にこの起債の収入金 をもって償還する。 <br> 償還財源は事業収入又は一般財源をも ってこれにあてる。 |



平成18年度福岡県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成18年度福岡県流域下水道事業特別会計の補正予算（第 2 号）は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 174,954 千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27，212，398千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第1表歳入歳出予算補正」による。
（地方債の補正）
第2条 地方債の変更は，「第2表地方債補正」による。
（繰越明許費の補正）
第3条 繰越明許費の追加及び変更は，「第3表繰越明許費補正」による。

平成19年2月21日 議決






第2表 地 方 債 補 正
（単位：千円）

|  |  | 補正前 |  |  |  | 補 正 |  |  | 後 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 的 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利率 | 償 還 の方 法 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利率 | 償 還 の方 法 |
|  | 流域下水道事業費 | 3，654，500 | 証書借入又は証券発行の方法により政府，銀行その他から起債する。 <br> 証券発行の場合の発行価格は，額面 100円につき90円以上とする。 <br> 発行価格が額面金額を下まわるときは， その発行差額をうめ るため必要な金額を これに加算した額と することができる。 <br> 証券発行時期が適当でないと認められ るときは，この起債 にかわる短期債を起 こすことができる。 <br> 起債時期は平成18年度とする。 <br> ただし，工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰 り越すことができる。 | 年 $9.0 \%$以内 | 起債年度から据置期間を含め 30 年度間以内に元金均等，元利均等又は満期一括 により償還する。 <br> ただし，融通条件又は財政の都合によ り，繰上償還をなし，償還年限を短縮し又 は借換することがで きる。 <br> この県債にかわる短期債は，適宜期限 を定めてその期限内 にこの起債の収入金 をもって償還する。 <br> 償還財源は事業収入又は一般財源をも ってこれにあてる。 | 3，639， 800 | 証書借入又は証券発行の方法により政府，銀行その他から起債する。 <br> 証券発行の場合の発行価格は，額面 100円につき90円以上とする。 <br> 発行価格が額面金額を下まわるときは， その発行差額をうめ るため必要な金額を これに加算した額と することができる。 <br> 証券発行時期が適当でないと認められ るときは，この起債 にかわる短期債を起 こすことができる。 <br> 起債時期は平成18年度とする。 <br> ただし，工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰 り越すことができる。 | $\begin{array}{r} \text { 年 } 9.0 \% \\ \text { 以内 } \end{array}$ | 起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等，元利均等又は満期一括 により償還する。 <br> ただし，融通条件又は財政の都合によ り，繰上償還をなし，償還年限を短縮し又 は借換することがで きる。 <br> この県債にかわる短期債は，適宜期限 を定めてその期限内 にこの起債の収入金 をもつて償還する。 <br> 償還財源は事業収入又は一般財源をも ってこれにあてる。 |



平成18年度福岡県住宅管理特別会計補正予算（第 1 号）

平成18年度福岡県住宅管理特別会計の補正予算（第1号）は，次に定めるところによる。 （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 290,791 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7，188， 401 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「別表歳入歳出予算補正」による。

平成19年2月21日 議決




## 平成19年度福岡県一般会計暫定予算

平成19年度福岡県の一般会計の暫定予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出暫定予算）
第1条 歳入歳出暫定予算の総額は，歳入歳出それぞれ 519，361， 795 千円と定める。
2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。 （債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第2表債務負担行為」による。
（地 方 債）
第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第3表地方債」による。
（一時借入金）
第4条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は，200，000， 000 千円と定める。
（歳出予算の流用）
第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。
（1）各項に計上した給料，職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合 における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成19年2月21日 議決











## 第2表 債務負担行為






平成19年度福岡県財政調整基金特別会計暫定予算

平成19年度福岡県財政調整基金特別会計の暫定予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出暫定予算）
第1条 歳入歳出暫定予算の総額は，歳入歳出それぞれ 21,426 千円と定める。
2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成19年2月21日 議決


平成19年度福岡県公債管理特別会計暫定予算

平成19年度福岡県公債管理特別会計の暫定予算は，次に定めるところによる。
（歳人歳出暫定予算）
第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は，歳入歳出それぞれ 5,150 ， 167 千円と定める。
2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成19年2月21日 議決


平成19年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計暫定予算

平成19年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の暫定予算は，次に定めるところによる。 （歳入歳出暫定予算）

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は，歳入歳出それぞれ 705，741 千円と定める。
2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成19年2月21日 議決



平成19年度福岡県災害救助基金特別会計暫定予算

平成19年度福岡県災害救助基金特別会計の暫定予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出暫定予算）
第1条 歳入歳出暫定予算の総額は，歳入歳出それぞれ 8， 839 千円と定める。
2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳人歳出暫定予算」による。

平成19年2月21日 議決


平成19年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計暫定予算

平成19年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計の暫定予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出暫定予算）
第1条 歳入歳出暫定予算の総額は，歳入歳出それぞれ 147,717 千円と定める。
2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。 （地 方 債）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第2表地方債」による。

平成19年2月21日 議決




平成19年度福岡県県営林造成事業特別会計暫定予算

平成19年度福岡県県営林造成事業特別会計の暫定予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出暫定予算）
第1条 歳入歳出暫定予算の総額は，歳入歳出それぞれ 73,065 千円と定める。
2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。 （地 方 債）

第2条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第2表地方債」による。

平成19年2月21日 議決




平成19年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計暫定予算

平成19年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の暫定予算は，次に定めるところによる。 （歳入歳出暫定予算）

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は，歳入歳出それぞれ 50， 160 千円と定める。
2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成19年2月21日 議決


平成19年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計暫定予算

平成19年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の暫定予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出暫定予算）
第1条 歳入歳出暫定予算の総額は，歳入歳出それぞれ 201， 634 千円と定める。
2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成19年2月21日 議決



平成19年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計暫定予算

平成19年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の暫定予算は，次に定めるところによる。 （歳入歳出暫定予算）

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は，歳入歳出それぞれ 645,387 千円と定める。
2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成19年2月21日 議決



平成19年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計暫定予算

平成19年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の暫定予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出暫定予算）
第1条 歳入歳出暫定予算の総額は，歳入歳出それぞれ 25,131 千円と定める。
2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成19年2月21日 議決


平成19年度福岡県河川開発事業特別会計暫定予算

平成19年度福岡県河川開発事業特別会計の暫定予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出暫定予算）
第1条 歳人歳出暫定予算の総額は，歳入歳出それぞれ 16，053， 954 千円と定める。
2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第1表歳入歳出暫定予算」による。
（地 方 債）
第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第2表地方債」による。

平成19年2月21日 議決

|  | 第1表 歳入歳出暫定予算 <br> 歳 <br> 入 |  |  |  |  |  |  |  | （単位：千円） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 款 | 項 |  |  |  |  |  | 金 |  |
|  | 1 巨瀬川開発事業費収入 |  |  |  |  |  |  | 2，974， 743 |  |
|  |  |  | 国 | 庫 | 補 | 助 | 金 |  | 1，465， 733 |
|  |  |  | 繰 |  |  |  | 金 |  | 189， 910 |
| 啊 |  |  | 県 |  |  |  | 債 |  | 1，319， 100 |
| ＜ | 2 那珂川開発事業費収入 |  |  |  |  |  |  | 9，096， 992 |  |
|  |  |  | 国 | 庫 | 補 | 助 | 金 |  | 2，437， 520 |
| ㅇ⿴囗十大 |  |  | 分 | 金 | び | 負 |  |  | 3，874， 754 |
|  |  |  | 繰 |  | 入 |  | 金 |  | 280， 318 |
|  |  |  | 県 |  |  |  | 債 |  | 2，193， 700 |
|  |  |  | 諸 |  | 収 |  | 入 |  | 310， 700 |
|  | 3 秡川開発事業費収入 |  |  |  |  |  |  | 3，982， 219 |  |
|  |  |  | 国 | 庫 | 補 | 助 | 金 |  | 1，366，688 |




平成19年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計暫定予算

平成19年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の暫定予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出暫定予算）
第1条 歳入歳出暫定予算の総額は，歳入歳出それぞれ 335,720 千円と定める。
2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第1表歳入歳出暫定予算」による。
（地 方 債）
第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第2表地方債」による。

平成19年2月21日 議決




平成19年度福岡県流域下水道事業特別会計暫定予算

平成19年度福岡県流域下水道事業特別会計の暫定予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出暫定予算）
第1条 歳入歳出暫定予算の総額は，歳入歳出それぞれ 18，597， 066 千円と定める。
2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。 （債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第2表債務負担行為」による。
（地 方 債）
第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第3表地方債」による。

平成19年2月21日 議決









平成19年度福岡県住宅管理特別会計暫定予算

平成19年度福岡県住宅管理特別会計の暫定予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出暫定予算）
第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は，歳入歳出それぞれ $2,980,148$ 千円と定める。
2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成19年2月21日 議決



## 平成19年度福岡県病院事業会計暫定予算

（総 則）
第1条 平成19年度福岡県病院事業会計の暫定予算は，次に定めるところによる。
（業務の予定量）
第2条 業務の予定量は，次のとおりとする。
（1）病 床 数（精神病床 300 床）
（2）患 者 延 人 員（入院患者 31,842 人 外来患者 10， 989 人）
（3）一日平均患者数（入院患者 261 人 外来患者 111 人）
（収益的収入及び支出）
第3条 収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。
収入
第1款 病院事業収益
第1項 医 業 収 益
第2項 医 業 外 収 益
第3項 特 別 利 益

1，044， 082 千円
570， 731 千円
243， 745 千円
229， 606 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第6条 次に掲げる経費については，これらの経費の金額を，これらの経費のらち他の経費の金額に，若しくはこれら以外の経費の金額に流用し，又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なけれ ばならない。
（1）職 員 給 与 費
32， 821 千円
（2）交 際 費
12 千円
（他会計からの補助金）
第7条 病院事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は，32，921千円である。

平成19年2月21日 議決

## 平成19年度福岡県電気事業会計暫定予算

（総 則）
第1条 平成19年度福岡県電気事業会計の暫定予算は，次に定めるところによる。
（業務の予定量）
第2条 業務の予定量は，次のとおりとする。
目標供給電力量 $24,345,000$ キロワット時
（収益的収入及び支出）
第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

|  |  | 収 |
| :---: | :---: | :---: |
| 第 1 款 | 電気事業収益 | 169,628 千円 |
| 第1項 営 業 収 益 | 167,670 千円 |  |
| 第 2 項 | 財 務 収 益 | 1,330 千円 |
| 第3項 | 事 業 外 収 益 | 628 千円 |

支
出

## 第1款 電 気 事 業 費

第1項 営 業 費 用
（一時借入金）
第4条 一時借入金の限度額は，20， 000 千円と定める。
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第5条 次に掲げる経費については，これらの経費の金額を，これらの経費のらち他の経費の金額に，若しくはこれら以外の経費の金額に流用し，又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なけれ ばならない。
（1）職 員 給 与 費
（2）交 際 費
53， 894 千円
114 千円
（たな卸資産購入限度額）
第6条 たな卸資産の購入限度額は，300千円と定める。

平成19年2月21日 議決

## 平成19年度福岡県工業用水道事業会計暫定予算

（総 則）
第 1 条 平成19年度福岡県工業用水道事業会計の暫定予算は，次に定めるところによる。
（業務の予定量）
第2条 業務の予定量は，次のとおりとする。
（1）給水事業所数 52事業所
（2）総 給 水 量 40，175，550立方メートル
（3）一日平均給水量 110，070立方メートル
（収益的収入及び支出）
第3条 収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

|  | 収 | 入 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第1款 工業用水道事業収益 |  |  | 543， 425 千円 |
| 第1項 営 業 収 益 |  |  | 541， 876 千円 |
| 第2項 営 業外収益 |  |  | 1，549 千円 |
|  | 支 | 出 |  |

```
第1項 営 業 費 用
378,224 千円
第2項 営 業 外 費 用
12,103 千円
```

（資本的収入及び支出）
第4条 資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 26， 826 千円は過年度分損益勘定留保資金 26,826 千円で補てんするものとする。）。

収

第1款 資 本 的 収入
入

支 出
第1款 資 本 的 支 出
26， 826 千円
第1項 建 設 改 良 費
26， 826 千円
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第5条 次に掲げる経費については，これらの経費の金額を，これらの経費のうち他の経費の金額に，若しくはこれら以外の経費の金額に流用し，又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なけれ ばならない。
（1）職員給与費
60， 607 千円
（2）交 際 費
76 千円
（たな卸資産購入限度額）
第6条 たな卸資産の購入限度額は，2， 300 千円と定める。

平成19年2月21日 議決
福岡県知事 麻 生 渡

平成19年度福岡県工業用地造成事業会計暫定予算
（総 則）
第1条 平成19年度福岡県工業用地造成事業会計の暫定予算は，次に定めるところによる。
（業務の予定量）
第2条 業務の予定量は，次のとおりとする。
（1）白石地区臨海工業用地造成事業 土地造成 365，000平方メートル
（2）前原IC南内陸部工業用地造成事業
土地造成 222,000 平方メートル
（3）磯光内陸部工業用地造成事業 土地造成 258，000平方メートル
（収益的収入及び支出）
第3条 収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

収 入
第1款 造成事業収益
第1項 営 業 外 収 益
支
出

第1款 造 成 事 業 費
第1項 営 業 費 用

418 千円
418 千円
（資本的収入及び支出）
第4条 資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 33， 752 千円は繰越利益剰余金処分額 33，752千円で補てんするものとする。）。

第1款 資 本 的 収 入
第1項 工業用地造成事業収入
第2項 企 業 債
第3項 他会計借入金
支
出
3，107， 867 千円
707， 867 千円
2，400， 000 千円


## （一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は，41，000千円と定める。
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第7条 次に掲げる経費については，これらの経費の金額を，これらの経費のらち他の経費の金額に，若しくはこれら以外の経費の金額に流用し，又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なけれ ばならない。
（1）職員給与費•37，540 千円
（2）交 際 費
240 千円
（重要な資産の取得及び処分）
第 8 条 重要な資産の取得及び処分は，次のとおりとする。

| 区 分 | 種 類 | 名 称 | 数 量 | 処分の態様 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 処分する資産 | 土 地 | 臨海工業用地京都郡苅田町大字与原字白石 | $\begin{aligned} & \text { 平放一トん } \\ & 322,000 \end{aligned}$ | 売 払 い |

平成19年2月21日 議決


